

国家発展改革委員会 商務部 2019年外商投資ネガティブリストを公布

リサーチ&アドバイザー部 中国ビジネスソリューション室

2019年6月30日、国家発展改革委員会、商務部は『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』（第25号令、以下は『全国版外資ネガティブリスト2019』という）および『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』（第26号令、以下は『自貿区版外資ネガティブリスト2019』という）を公布し、2018年版のネガティブリストをさらに短縮し、外資参入への制限をさらに緩和しました。『全国版外資ネガティブリスト2019』、『自貿区版外資ネガティブリスト2019』は2019年7月30日から施行され、2018年版のネガティブリストは同時に廃止とします。

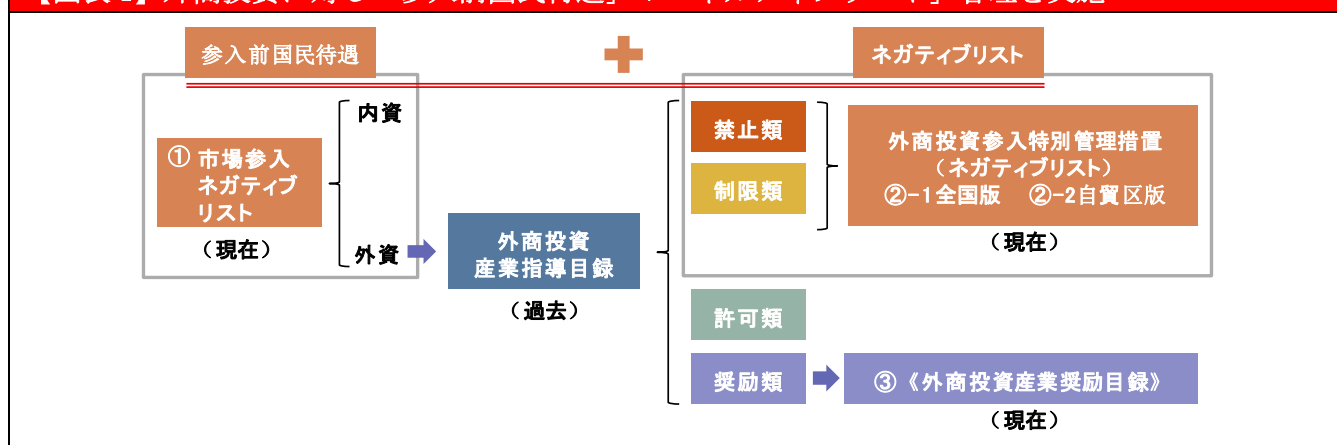
1. 政策の背景

2019年3月に公布された『外商投資法』において、域外投資者による投資（以下は「外資」という）に対して「参入前国民待遇」＋「ネガティブリスト」（外資）管理を実施するとしています。「参入前国民待遇」とは、投資参入段階において外資に対し、内資に下回らない待遇を提供し、すなわち内・外資に統一して『市場参入ネガティブリスト』を適用する。「ネガティブリスト」（外資）は特定領域において外資に対して参入特別管理措置を実施し、即ち『外資ネガティブリスト』を適用します。

外商投資を誘導するために、中国は1995年6月から『外商投資産業指導目録』を公布し、外商投資産業を「禁止類」、「制限類」及び「奨励類」（その他は「許可類」）に分類しました。「禁止類」に対し、域外投資家は投資してなりません。「制限類」に対し、当局の審査・認可を経ず投資してならず、もしくは当局が規定した参入条件および方式にて投資しなければなりません。「奨励類」に対し、優遇政策を提供します。「許可類」に対し、法に基づき内資と平等に投資できます。

2013年9月から、中国は上海自貿区において先に外商投資に「参入前国民待遇」＋「ネガティブリスト」管理を実施し、「禁止類」と「制限類」を「ネガティブリスト」（初代『自貿区版外資ネガティブリスト』）と統一しました。自貿区における試行に基づき、2017年6月に公布された『外商投資産業指導目録（2017年版）』も、「禁止類」と「制限類」を「ネガティブリスト」（初代の『全国版外資ネガティブリスト』）に一本化しました。

【図表1】外商投資に対し「参入前国民待遇」＋「ネガティブリスト」管理を実施



今回、『全国版外資ネガティブリスト 2019』、『自貿区版外資ネガティブリスト 2019』が同時に公布され、いずれも 2018 年版よりさらに規制業種が削減されました。なお、「自貿区が先に試行」の原則に基づき、『自貿区版外資ネガティブリスト 2019』はさらに開放的となります。

上記を踏まえ、域外投資者が中国への投資を検討する場合、以下の順に参照する必要があります。

- ① 『市場参入ネガティブリスト』（発改経体 [2018] 1892 号）
- ② ②-1『全国版外資ネガティブリスト 2019』もしくは②-2『自貿区版外資ネガティブリスト 2019』
- ③ 『外商投資産業奨励目録（2019 年版）』（国家発展改革委員会 商務部 2019 年第 27 号令）

2. 本規定の主要内容

中国政府の承諾に基づき、ネガティブリストに対して足し算をせず、引き算のみします。

今回公布された『全国版外資ネガティブリスト 2019』は全 40 条で、2018 年より 8 条削減され、計 11 条の内容に変更があります（うち、採掘業 4 条、製造業 1 条、サービス業 5 条、農業 1 条）。

【図表 2】『全国版外資ネガティブリスト』2019 年版と 2018 年版の対比

No	業界	2018 年版	2019 年版	変化
1	採掘業	5. 石油、天然ガス（炭層ガスを含む、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を含まない）の探査、開発は合弁、合作に限定。	-	削除
2		6. タングステン、 <u>モリブデン</u> 、 <u>錫</u> 、 <u>アンチモン</u> 、 <u>蛍石</u> の探査、採掘に投資禁止。	5. 希土類、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘に投資禁止。	統合
3		7. 希土類の探査、採掘、選鉱に投資禁止。		
4		8. 放射性鉱物の探査、採掘、選鉱に投資禁止。		
5	製造業	14. 画仙紙、墨の生産に投資禁止。	-	削除
6	基礎施設 (サービス業)	16. 人口 50 万以上の都市の都市 <u>ガス</u> 、 <u>熱エネルギー</u> 及び給排水パイプ網の建設、運営は中方でマジョリティを取らなければならない。	12. 人口 50 万以上の都市の給排水パイプ網の建設、運営は中方でマジョリティを取らなければならない。	調整
7	交通運輸 (サービス業)	19. 国内船舶代理会社は中方でマジョリティを取らなければならない。	-	削除
8	増値電信 (サービス業)	25. 電信会社：中国が WTO 加盟時に開放を承諾した電信業務に限る、増値電信業務（電子商取引を除く）の外資比率は 50% を超えてはならない、基礎電信業務は中方でマジョリティを取らなければならない。	20. 電信会社：中国が WTO 加盟時に開放を承諾した電信業務に限る、増値電信業務（電子商取引、 <u>国内複数先通信</u> 、 <u>記憶配布類</u> 、 <u>コールセンター</u> を除く）の外資比率は 50% を超えてはならない、基礎電信業務は中方でマジョリティを取らなければならない。	開放拡大
9	農業	36. 国が保護する中国原産の野生動植物資源の開発に投資禁止。	-	削除
10	文化 (サービス業)	44. 映画館の建設は中方でマジョリティを取らなければならない	-	削除

11		47. 出演仲介機構は中方でマジョリティを取らなければならない	-	削除
----	--	---------------------------------	---	----

今回公布された『自貿区版外資ネガティブリスト 2019』は全 47 条で、2018 年より 8 条削減され、計 11 条の内容に変更があります（うち、農業 2 条、採掘業 3 条、製造業 2 条、サービス業 4 条、）。

『自貿区版外資ネガティブリスト 2019』は『全国版外資ネガティブリスト 2019』と比べ、さらに①水産物の漁獲②出版物の印刷③中国原産の野生動植物資源の開発等の業界を開放しました。

【図表 3】『自貿区版外資ネガティブリスト』2019 年版と 2018 年版の対比

No	業界	2018 年版	2019 年版	変化
1	農業	4. 中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲に投資禁止。	-	削除
2	採掘業	5. タングステン、 <u>モリブデン</u> 、 <u>錫</u> 、 <u>アンチモン</u> 、 <u>蛍石</u> の探査、採掘に投資禁止。	4. 希土類、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘に投資禁止。（許可を経ずに希土鉱区への進入もしくは鉱山地質資料、鉱石サンプルおよび生産工芸技術の取得を禁止。）	統合
3		6. 希土類の探査、採掘、選鉱に投資禁止（許可を取得せずにレアアース区域へ入ること、鉱山地質資料、鉱石サンプルおよび生産技術の取得を禁止）。		
4		7. 放射性鉱物の探査、採掘、選鉱に投資禁止。		
5	製造業	8. 出版物の印刷は中方でマジョリティを取らなければならない	-	削除
6		12. 画仙紙、墨の生産に投資禁止	-	削除
7	基礎施設 (サービス業)	14. 人口 50 万以上の都市の都市 <u>ガス</u> 、 <u>熱エネルギー</u> 及び給排水パイプ網の建設、運営は中方でマジョリティを取らなければならない。	9. 人口 50 万以上の都市の給排水パイプ網の建設、運営は中方でマジョリティを取らなければならない。	調整
8	交通運輸 (サービス業)	17. 国内船舶代理会社は中方でマジョリティを取らなければならない。	-	削除
9	增值電信 (サービス業)	23. 電信会社：中国が WTO 加盟時に開放を承諾した電信業務に限る、增值電信業務（電子商取引を除く）の外資比率は 50%を超えてはならない、基礎電信業務は 中方でマジョリティを取らなければならない（且つ経営者は法に基づき設立された専門的に基礎電信業務に従事する会社でなければならない）。上海自貿試験区の従来エリア（28.8 平方キロメートル）のパイロット政策はすべての自貿試験区に展開。	17. 電信会社：中国が WTO 加盟時に開放を承諾した電信業務に限る、增值電信業務（電子商取引、 <u>国内複数先通信</u> 、 <u>記憶配布類</u> 、 <u>コールセンター</u> を除く）の外資比率は 50%を超えてはならない、基礎電信業務は中方でマジョリティを取らなければならない（且つ経営者は法に基づき設立された専門的に基礎電信業務に従事する会社でなければならない）。上海自貿試験区の従来エリア（28.8 平方キロメートル）のパイロット政策はすべての自貿試験区に展開。	開放拡大

10	農業	34. 国が保護する中国原産の野生動植物資源の開発に投資禁止。	-	削除
11	文化 (サービス業)	42. 映画館の建設は中方でマジョリティを取らなければならない。(映画の放送は、中国政府が規定する国際映画および輸入映画の放映時間割合に合致しなければならない。放送単位の年間放送国産映画の時間は年間放送映画時間全体の 2/3 を下回らなければならない。)	-	削除

また、2019年7月2日に開催された第13回夏のダボスフォーラムの開幕式において、国務院総理李克強は、金融業開放を深化するために、ネガティブリストに規定されている証券・先物・生命保険に対する外資持分制限の撤廃時間を2021年から2020年に前倒すと発表しました。

3. 企業への影響

国家発展改革委員会のスポークスパーソンは2019年6月の記者会見で、2019年年末まで、外商参入ネガティブリスト以外の制限的規定を全面的に取り消し、市場参入における内・外資基準の一致性を確保すると発言しました。今回両リストの公布は、外商投資にさらに開放的、フレンドリーな投資環境および機会を創造しました。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令 第 25 号</p> <p>《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自 2019 年 7 月 30 日起施行。2018 年 6 月 28 日国家发展和改革委员会、商务部发布的《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）》同时废止。</p> <p>国家发展和改革委员会主任：何立峰 商务部部长：钟 山 2019 年 6 月 30 日</p> <p>外商投资准入特别管理措施 （负面清单）（2019 年版） 说明</p> <p>一、《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《外商投资准入负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施。《外商投资准入负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。</p> <p>二、《外商投资准入负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。</p> <p>三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。</p> <p>四、境外投资者不得投资《外商投资准入负面清单》中禁止外商投资的领域；投资《外商投资准入负面清单》之内的非禁止投资领域，须进行外资准入许可；投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。</p>	<p>中華人民共和国国家發展改革委員會 中華人民共和国商務部 令 第 25 号</p> <p>党中央、國務院の同意を得て、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）」を公布する。2019年7月30日から正式に実施する。2018年6月28日付で国家發展改革委員會及び商務部が公布した「外商投資産業指導目録（2018年版）」は同時に廃止する。</p> <p>国家發展改革委員會主任：何立峰 商務部部長：鐘山 2019年6月30日</p> <p>外商投資参入特別管理措置 （ネガティブリスト）（2019年版） 説明</p> <p>一、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（以下略称、「外商投資参入ネガティブリスト」）は出資持分条件、高級管理職に対する要求など、外商投資参入に関する制限措置を統一的に明記する。「外商投資参入ネガティブリスト」以外の領域につき、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。</p> <p>二、「外商投資参入ネガティブリスト」は一部の領域に対し参入制限を撤廃、もしくは緩和する移行期間を明記し、移行期間満了後にはスケジュール通りに参入制限を撤廃もしくは緩和する。</p> <p>三、国外投資者は個人商工業者、個人独資企業の出資者、農民專業合作社メンバーとして經營活動に従事してはならない。</p> <p>四、国外投資者は、「外商投資参入ネガティブリスト」で外商投資が禁止されている領域において、投資をしてはならない。「外商投資参入ネガティブリスト」内の投資が禁止されていない領域（制限類）に投資する場合、外資参入許可を行わなければならない。持株要求のある領域に投資する場合、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。</p>

<p>五、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按照现行规定办理。</p> <p>六、《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p> <p>七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的，按照相关规定执行。</p> <p>八、《外商投资准入负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>五、国内公司、企業もしくは自然人は、その国外にて法的に設立・支配する会社を使って関連関係のある国内会社を買収する場合、外商投資プロジェクト及び企業設立・変更事項に関わる場合、現行規定に基づき取扱う。</p> <p>六、「外商投資参入ネガティブリスト」に明記していない文化、金融などの領域における行政審査批准、資格条件、国家安全などに関する措置は、現行の規定に基づき実施する。</p> <p>七、「内地と香港がより密接な経済貿易関係を構築することについての手配」およびその後の協議、「内地とマカオがより密接な経済貿易関係を構築することについての手配」およびその後の協議、「海峡两岸経済合作スキーム協議」及びその後の協議、中国と他国家が締結した自由貿易区協議と投資協定、中国が参加した国際条約に条件に合致する投資者に対し更なる優遇開放措置のあるものは、その関連協議或は協定の規定に従う。自由貿易試験区などの特殊経済区域において条件に合致する投資者に更なる開放措置を実施する場合、関連規定に従う。</p> <p>八、「外商投資参入ネガティブリスト」は发展改革委、商務部が関連部門と連携し、解釈に責任を負う。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）

No	特別管理措置
一、農業、林業、牧畜業、漁業	
1	小麦とトウモロコシの新品種の選択育成及び種子の生産は、中方でマジョリティを取らなければならない。
2	中国の稀有及び特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）に投資禁止。
3	農作物、種畜・種家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択・育成及びその遺伝子組換え種子（苗）の生産に投資禁止。
4	中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲に投資禁止。
二、採掘業	
5	希土類、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘に投資禁止。
三、製造業	
6	出版物の印刷は、中方でマジョリティを取らなければならない。
7	放射性鉱物の製錬、加工、核燃料の生産に投資禁止。
8	漢方煎じ薬の蒸し、炒め、あぶり、焼成等の調製技術の応用、及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産に投資禁止。
9	専用車、新エネルギー車を除き、完成車製造の中国側の持株比率は50%を下回らず、一社の外商は、同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に二社まで（二社を含む）設立することができる。 （2020年に商用車製造の外資持株比率制限を撤廃。2020年に乗用車製造の外資持株比率制限及び一社の外商は同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に二社まで（二社を含む）とする制限を撤廃）
10	衛星テレビ放送に係る地上受信設備及び主要部品の生産。
四、電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業	
11	原子力発電所の建設、経営は中方でマジョリティを取らなければならない。
12	人口50万以上の都市の給排水パイプ網の建設、運営は中方でマジョリティを取らなければならない。
五、卸売と小売業	
13	たばこの葉、紙巻きたばこ、再乾燥したたばこの葉及びその他のたばこ製品の卸売、小売に投資禁止。
六、交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業	
14	国内水上輸送会社は中方でマジョリティを取らなければならない。
15	公共航空運輸会社は中方でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の域外投資者及びその関連会社の投資比率の合計が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない。
16	一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、そのうち、農業、林業、漁業の一般航空会社は合弁に限る。その他の一般航空会社は中方でマジョリティを取らなければならない。
17	民用空港の建設、経営は中方で相対マジョリティを取らなければならない。
18	航空交通管制に投資禁止。

19	郵便会社、郵便の国内速達業務に投資禁止。
七、情報通信、ソフトウェアと情報技術サービス業	
20	電信会社：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限る、増値電信業務（電子商取引、国内複数先通信、記憶配布類、コールセンターを除く）の外資比率は50%を超えてはならない、基礎電信業務は中方でマジョリティを取らなければならない。
21	インターネットニュース情報サービス、ニュースサイト、インターネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネットコンテンツの運営（音楽を除く）、インターネット大衆公布情報サービスのうち、中国がWTO加盟時に開放を承諾した内容以外は投資禁止。
八、金融業	
22	証券会社の外資持株比率は51%を超えてはならない。証券投資ファンド管理会社の外資持株比率は51%を超えてはならない（2021年に外資持株比率制限を取消）。
23	先物取引会社の外資持株比率は51%を超えてはならない（2021年に外資持株比率制限を取消）。
24	生命保険会社の外資比率は51%を超えてはならない（2021年に外資持株比率制限を取消）。
九、リースと商務サービス業	
25	中国法律事務コンサルティング（中国法律環境の影響に関する情報の提供を除く）に投資禁止。国内弁護士事務所のパートナーになってならない。
26	マーケティング調査は合弁、合作に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中方でマジョリティを取らなければならない。
27	社会調査に投資禁止。
十、科学研究と技術サービス業	
28	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発及び応用に投資禁止。
29	人文社会科学研究機構に投資禁止。
30	陸上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区域境界測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省クラス以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、リアル三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域別の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質の遠隔探査等の調査に投資禁止。
十一、教育	
31	就学前、普通高校、高等教育機関は合作に限って、且つ中方が主導しなければならない（校長又は主な管理責任者は中国籍を有していなければならない、理事会、董事会又は共同管理委員会の中方構成員が1/2を下回ってはならない）。
32	義務教育機関、宗教教育機関に投資禁止。
十二、衛生と社会事業	
33	医療機構は合弁、合作に限る。
十三、文化、スポーツ、娯楽業	
34	報道機構に投資禁止（通信社に限らない）。

35	書籍、新聞、定期刊行物、オーディオ・ビジュアル製品及び電子出版物の編集、出版、製作業務に投資禁止。
36	各級のラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク）に投資禁止。ラジオテレビビデオ指定放送業務及びテレビ衛星ラジオ地面収集設備の設定サービスに従事禁止。
37	ラジオ・テレビ番組の製作運営（輸入業務を含む）会社に投資禁止。
38	映画製作会社、配給会社、配給上映会社及び映画輸入業務に投資禁止。
39	文物を競売する競売企業、商店及び国有文物博物館に投資禁止。
40	文芸公演団体に投資禁止。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令第26号</p> <p>《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)(2019年版)》已经党中央、国务院同意,现予以发布,自2019年7月30日起施行。2018年6月30日国家发展和改革委员会、商务部发布的《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)(2018年版)》同时废止。</p> <p style="text-align: right;">国家发展和改革委员会主任:何立峰 商务部部长:钟山 2019年6月30日</p> <p style="text-align: center;">自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施 (负面清单)(2019年版) 说明</p> <p>一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)》(以下简称《自贸试验区负面清单》)统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施,适用于自由贸易试验区。《自贸试验区负面清单》之外的领域,按照内外资一致原则实施管理。</p> <p>二、《自贸试验区负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期,过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。</p> <p>三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员,从事投资经营活动。</p> <p>四、境外投资者不得投资《自贸试验区负面清单》中禁止外商投资的领域;投资《自贸试验区负面清单》之内的非禁止投资领域,须进行外资准入许可;投资有股比要求的领域,不得设立外商投资合伙企业。</p>	<p style="text-align: center;">中華人民共和国国家發展改革委員會 中華人民共和国商務部 令第26号</p> <p>党中央、国务院の同意を得て、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」を公布する。2019年7月30日から正式的に実施する。2018年6月30日国家發展改革委員会、商務部が公布した「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」は廃止とする。</p> <p style="text-align: right;">国家發展改革委員会主任:何立峰 商務部部長:鐘山 2019年6月30日</p> <p style="text-align: center;">自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)(2019年版) 説明</p> <p>一、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(以下略称、「自贸試験区ネガティブリスト」)は出資持分条件、高級管理職に対する要求など、外商投資参入に関する制限措置を統一して明記し、自由貿易試験区に適用する。「自贸試験区ネガティブリスト」以外の領域につき、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。</p> <p>二、「自贸試験区ネガティブリスト」は一部の領域に対し参入制限を撤廃、あるいは緩和する移行期間を明記し、移行期間満了後、スケジュール通りに参入制限を撤廃、あるいは緩和する。</p> <p>三、域外投資者は個人商工業者、個人独資企業の出資者、農民專業合作社メンバーとして経営活動に従事してはならない。</p> <p>四、域外投資者は「自贸試験区ネガティブリスト」で外商投資を禁止している領域に投資してはならない。「自贸試験区ネガティブリスト」内で投資を禁止されていない領域(制限類)に投資する場合、外資参入許可を行わなければならない。持株比率要求のある領域に投資する場合、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。</p>

<p>五、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按照现行规定办理。</p> <p>六、《自贸试验区负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p> <p>七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。</p> <p>八、《自贸试验区负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>五、域内公司、企業あるいは自然人はその域外にて法的に設立・支配する会社を使って関連関係のある域内会社を買収する場合、外商投資プロジェクト及び企業設立・変更事項に関わる場合、現行規定に基づき取扱う。</p> <p>六、「自貿試験区ネガティブリスト」に明記していない文化、金融などの領域における行政審査批准、資格条件、国家安全などに関する措置は現行の規定に基づき実施する。</p> <p>七、「内地と香港がより密接な経済貿易関係を構築することについての手配」およびその後の協議、「内地とマカオがより密接な経済貿易関係を構築することについての手配」およびその後の協議、「海峡两岸経済合作スキーム協議」及びその後の協議、中国と他国家が締結した自由貿易区協議と投資協定、中国が参加した国際条約に条件に合致する投資者に対し更なる優遇開放措置のあるものは、その関連協議或は協定の規定に従う。</p> <p>八、「自貿試験区ネガティブリスト」は发展改革委、商務部が関連部門と連携し解釈に責任を負う。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）

No	特別管理措置
一、農業、林業、牧畜業、漁業	
1	小麦とトウモロコシの新品種の選択育成及び種子の生産における中方持株比率は、34%を下回らなければならない。
2	中国の稀有及び特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）の生産に投資禁止。
3	農作物、種畜・種家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択・育成及びその遺伝子組換え種子（苗）の生産に投資禁止。
二、採掘業	
4	希土類、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘に投資禁止。（許可を経ずに希土鉱区への進入もしくは鉱山地質資料、鉱石サンプルおよび生産工芸技術の取得を禁止。）
三、製造業	
5	漢方煎じ薬の蒸し、炒め、あぶり、焼成等の調製技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産に投資禁止。
6	専用車、新エネルギー車を除き、完成車製造の中国側の持株比率は50%を下回らず、一社の外商は、同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に二社まで（二社を含む）設立することができる（2020年に商用車製造の外資持株比率制限を撤廃。2020年に乗用車製造の外資持株比率制限及び一社の外商は同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に二社まで（二社を含む）とする制限を撤廃。
7	衛星テレビ放送に係る地上受信設備及び主要部品の生産。
四、電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業	
8	原子力発電所の建設、経営は中方でマジョリティを取らなければならない。
9	人口50万以上の都市の都市ガス、熱エネルギー及び給排水パイプ網の建設、運営は中方でマジョリティを取らなければならない。
五、卸売と小売業	
10	たばこの葉、紙巻きたばこ、再乾燥したたばこの葉及びその他のたばこ製品の卸売、小売に投資禁止。
六、交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業	
11	国内水上輸送会社は中方でマジョリティを取らなければならない（且つ中国籍船舶あるいは船スペースを経営或いはレンタルする等の方式で水路運輸業務及びその付随活動を経営してはならない。水路運輸経営者は外国籍船舶を使用し、国内水路運輸業務を経営してはならないが、中国政府の許可を経て、中国国内で申請した運送要求に満たす中国籍の船舶がなく、且つ船舶の停泊する港或いは水域は対外開放の港或いは水域の場合、水路運輸経営者は中国政府に規定された期間或いは便数において臨時的に外国籍に船舶を利用し、中国の港の間の海上運送と曳航業務を営むことができる）。
12	18. 公共航空運輸会社は中方でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の域外投資者及びその関連会社の投資比例が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない（国内航空サービスを営むことができるのは中国の公共航空運送企業のみ、且つ中国が指定した運送業者として定期と不定期の国際航空サービスを提供する）。
13	一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、その中、農業、林業、漁業の一般航空会社は合弁に限る。その他の一般航空会社は中方でマジョリティを取らなければならない。

14	民用空港の建設、経営は中方で相対マジョリティを取らなければならない。
15	航空交通管制に投資禁止。
16	郵便会社、郵便の国内速達業務に投資禁止、郵政サービスに経営禁止。
七、情報通信、ソフトウェアと情報技術サービス業	
17	電信会社：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限る、増値電信業務（電子商取引、国内複数先通信、記憶配布類、コールセンターを除く）の外資比率は50%を超えてはならない、基礎電信業務は 中方でマジョリティを取らなければならない（且つ経営者は法に基づき設立された専門的に基礎電信業務に従事する会社でなければならない）。上海自貿試験区の従来エリア（28.8平方キロメートル）のパイロット政策はすべての自貿試験区に展開。
18	インターネットニュース情報サービス、ニュースサイト、インターネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネットコンテンツの運営（音楽を除く）、インターネット大衆公布情報サービスのうち、中国がWTO加盟時に開放を承諾した内容以外は投資禁止。
八、金融業	
19	証券会社の外資持株比率は51%を超えてはならない。証券投資ファンド管理会社の外資持株比率は51%を超えてはならない（2021年に外資持株比率制限を取消）。
20	先物取引会社の外資持株比率は51%を超えてはならない（2021年に外資持株比率制限を撤廃）。
21	生命保険会社の外資比率は51%を超えてはならない（2021年に外資持株比率制限を撤廃）。
九、リースと商務サービス業	
22	中国法律事務事務（中国法律環境の影響に関する情報の提供を除く）に投資禁止。国内弁護士事務所のパートナーになっていけない（外国弁護士事務所の中国進出は出張所の形に限り、且つ中国弁護士執務資格を持つ弁護士の雇用をしてはならず、雇用した人員は当事者への法律サービスを提供禁止。中国で代表機構を設立、駐在代表を派遣する場合、中国司法行政部門の許可を得なければならない）。
23	マーケティング調査は合弁、合作に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中方でマジョリティを取らなければならない。
24	社会調査に投資禁止。
十、科学研究と技術サービス業	
25	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発及び応用に投資禁止。
26	人文社会科学研究機構に投資禁止。
27	陸上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区境界測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省クラス以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、リアル三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域別の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質の遠隔探査等の調査に投資禁止
十一、教育	
28	就学前、普通高校、高等教育機関は合作に限って、且つ中国側が主導しなければならない（校長又は主な管理責任者は中国籍を有していなければならない、理事会、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員が1/2を下回ってはならない（外国教育機構、その他組織或いは個人は、単独に中国国民を主な募集対象の学校や教育機関を設立してはならない（非学制類の職業技能研修は含まない）が、外国教育機構は中国の教育

	機構と連携して中国国民を主な募集対象とする教育機構を設立可能)
29	義務教育機関、宗教教育機関に投資禁止。
十二、衛生と社会事業	
30	医療機構は合弁、合作に限る。
十三、文化、スポーツ、娯楽業	
31	報道機関に投資禁止（通信社に限らない）。(外国報道機関が中国域内で常駐報道機関を設立し、中国に駐在記者を派遣する場合、中国政府の許可を得なければならない。外国通信社が中国域内で報道関連のサービス業務を提供する場合、中国政府の許可を得なければならない。中外報道機構業務提携は、中方が主導し、かつ中国政府の許可を得なければならない)
32	書籍、新聞、定期刊行物、オーディオ・ビジュアル製品及び電子出版物の編集、出版、製作業務に投資禁止（ただし、中国政府の批准を経て、中方の経営主導権および内容の最終審査権を確保し、かつ中国政府の要求するその他条件に遵守する場合、中外出版単位は新聞出版中外合作出版プロジェクトを実施可能。中国政府の批准を経ず、中国国内で金融情報サービスの提供を禁止。）
33	40. 各級のラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク）に投資禁止。ラジオテレビビデオ指定放送業務及びテレビ衛星ラジオ地面収集設備の設定サービスに従事禁止。
34	ラジオ・テレビ番組の製作運営（輸入業務を含む）会社に投資禁止。（国外ドラマの輸入および衛星転送方式でその他国外テレビ番組の輸入は広電総局が指定する単位より申告。中外合作で作成したテレビドラマ（テレビアニメを含む）に対して許可制度を実行。）
35	映画製作会社、配給会社、配給上映会社及び映画輸入業務に投資禁止。（ただし、批准を経た場合、中外企業の合作で映画撮影を許可。）
36	文化財を競売する競売企業、商店及び国有文化財博物館に投資禁止。（移動不可文化財および国が出国を禁止する文化財を外国人に譲渡、抵当、賃貸することを禁止。無形文化財の調査機関の設立及び経営を禁止する。国外組織もしくは個人は中国国内で無形文化財の調査および考古調査、探鉱、発掘を行う場合、中国と合作の形式を取り、かつ専門の審査許可を経るとる必要がある。）
37	文芸公演団体は、中方でマジョリティを取らなければならない。

【日本語参考訳：MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室